

改正

平成26年12月18日条例第42号

平成28年3月30日条例第15号

小金井市消費生活条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 消費者への支援（第7条—第14条）

第3章 消費者被害の救済（第15条—第17条）

第4章 消費生活審議会（第18条—第24条）

第5章 雑則（第25条—第27条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者の利益の擁護及び増進に関し、小金井市（以下「市」という。）及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策について必要な事項を定めることにより、消費者行政を総合的に推進し、もって市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進は、市、消費者及び事業者の相互の信頼と協力を基調とし、次の各号に掲げる消費者の権利の確立を目指すことを基本にして行わなければならない。

- （1） 消費生活において、商品又はサービスにより生命、健康又は財産を侵されない権利
- （2） 消費生活において、商品又はサービスを適切に選択し、適正に使用又は利用するため、適正な表示を行わせる権利
- （3） 消費生活において、商品又はサービスについて不適正な取引行為から保護され、又は不当な取引条件を強制されない権利
- （4） 消費生活において、商品又はサービスについて不当に受けた被害から、公正かつ速やかに救済される権利
- （5） 消費生活において、必要な情報が速やかに提供される権利

(6) 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費者教育を受ける権利

(7) 消費生活において、消費者の利益の擁護及び増進について意見を表明し、行動する権利
(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 消費者 事業者が供給する商品又はサービスを使用し、又は利用して生活する者をいう。

(2) 事業者 商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう。

(3) 商品 消費者が消費生活を営む上において使用する物をいう。

(4) サービス 消費者が消費生活を営む上において使用し、又は利用するもののうち、商品以外のものをいう。

(市の責務)

第4条 市は、この条例に定める施策を通じて、消費者の権利を確立し、もって市民の消費生活の安定と向上を図るものとする。

2 市は、前項の場合において、必要に応じ関係機関との連絡及び連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、市民が消費生活の安定と向上を図るため自主的に推進する組織及び調査、研究、学習等の活動に対して、必要な援助及び協力を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、商品又はサービスの供給その他の事業活動を行うに当たり、消費者の権利を尊重し、これを侵してはならない。

2 事業者は、商品又はサービスの供給その他の事業活動を行うに当たり、常に法令を守るとともに、市がこの条例に基づき実施する施策に協力しなければならない。

3 事業者は、商品又はサービスの供給その他の事業活動を行うに当たり、自主的に消費者の利益の擁護及び増進のための措置をとるよう努めなければならない。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、消費者の権利の確立を目指し、自ら進んで消費生活に関する知識を習得し、自主的かつ合理的に行動するよう努めるとともに、市及び事業者に対し意見を述べ、必要に応じ消費者相互の連携を図ることによって、消費生活の安定及び向上のために積極的な役割を果たすものとする。

第2章 消費者への支援

(情報の収集及び提供)

第7条 市長は、消費者の権利の確立を支援するために必要な消費生活に関する情報を収集し、消費者にその情報を提供するものとする。

(消費者教育の推進)

第8条 市は、消費者の権利の確立のために、必要な知識及び判断力を習得できるよう消費者教育の充実等の施策を講ずるものとする。

(消費者団体の助成)

第9条 市は、消費者の権利の確立のため、消費者団体の助成に努めるものとする。

(消費者ラウンドテーブルの設置)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、消費者と事業者の対話の場を設けることができる。

2 事業者は、事業活動に消費者の意見を反映するため、消費者との対話に努めるものとする。

(消費者モニターの設置)

第11条 市長は、消費生活に関する情報及び意見を収集するため、小金井市消費者モニター（以下「消費者モニター」という。）を置くことができる。

2 消費者モニターは、消費生活に深い理解と関心をもつ者のうちから市長が委嘱する。

3 消費者モニターの職務等は、別に規則で定める。

(商品又はサービスの供給等の要請)

第12条 市長は、生活関連商品又はサービスの円滑な流通を確保し、適正な価格の安定を図る必要があるときは、事業者及び事業者の組織する団体に対し、商品等の供給及び価格の安定について要請するものとする。

(消費者施設の整備等)

第13条 市は、消費者の権利の確立のため、消費者施設の整備及び拡充に努めるものとする。

(消費者の意見等の反映)

第14条 市長は、積極的に消費者の意見、要望を市の施策に反映するよう努めるものとする。

第3章 消費者被害の救済

(消費生活相談室の組織及び運営等)

第15条 市は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項の規定により、消費生活センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び住所は、次のとおりとする。

名称 小金井市消費生活相談室

住所 小金井市本町六丁目 6 番 3 号（小金井市役所内）

- 3 センターには、消費生活相談室の事務を掌理する消費生活相談室長及び消費生活相談室の事務を行うために必要な職員を置くものとする。
- 4 センターは、前項に規定する消費生活相談室長及び職員に対し、その資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 センターは、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

（消費生活相談員の設置）

- 第15条の2** センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。
- 2 センターは、消費生活相談員に対し、その資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 消費生活相談員の職務等は、別に規則で定める。

（資料の提出等）

- 第16条** 市長は、必要があると認めるときは、消費生活相談員の扱う苦情の解決のため、当該苦情に係る事業者その他の関係人に対し、資料の提出、報告等の協力を求めることができる。

（指導、勧告及び公表）

- 第17条** 市長は、不適正な取引行為、商品もしくはサービスの不適正な表示又は不適正な容器もしくは包装がなされていると認めるときは、事業者に対し指導、勧告を行うことができる。
- 2 市長は、事業者が前項の指導、勧告に従わないことにより、消費者への被害が発生又は拡大するおそれがあるときは、小金井市消費生活審議会の意見を聴いた上で、当該事実及び事業者名を公表することができる。

第4章 消費生活審議会

（設置）

- 第18条** 市民の消費生活の安定及び向上を図るため、市長の附属機関として、小金井市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

- 第19条** 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1）消費生活の安定及び向上に係る事項について市長の諮問に応じて審議し、答申すること。

(2) 消費生活の安定及び向上に係る事項について市長に対して建議すること。

(3) 本条例の改正について市長の諮問に応じて審議し、答申すること。

(組織)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 5人以内

(2) 消費者 2人以内

(3) 商工業者 2人以内

(4) 農業者 1人以内

(任期)

第21条 前条に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第22条 審議会に、会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会は、必要の都度、会長が招集する。

(運営等)

第24条 本章に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項については、別に規則で定める。

第5章 雑則

(国又は東京都への要請)

第25条 市長は、消費生活の安定及び向上のために必要と認めるときは、国又は東京都に対し意見を述べ、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(適用除外)

第26条 第3章の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品については適用しない。

2 第3章の規定は、次に掲げるものについては適用しない。

(1) 医師、歯科医師、その他これらに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為

(2) 商品又はサービスの価格で法令に基づいて規制されているもの

3 第2章の規定は、前項第1号に掲げる行為については適用しない。

(委任)

第27条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「 小口事業資金融資 審査会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円」

を

「 小口事業資金融資 審査会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
消費生活審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円」

に改める。

付 則（平成26年12月18日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年3月30日条例第15号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。